

八尾市火災予防条例の一部改正
新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---------------|--|
| 第1条～第8条 略 | <p>第1条～第8条 略 (簡易サウナ設備)</p> <p><u>第9条 簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) 又はパレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。) に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第19号まで、第21号、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。)及び第4条第1項の規定を準用する。</p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第9条の2 一般サウナ設備 (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。) をいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</u></p> |
| 第10条～第32条の6 略 | 第10条～第32条の6 略 |

| | |
|---|---|
| <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第32条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第33条～第42条 略 (消火器に関する基準)</p> <p>第43条 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>サウナ設備</u>のある場所</p> <p>2・3 略</p> <p>第44条～第65条 略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第66条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>第67条～第77条 略</p> | <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第32条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第33条～第42条 略 (消火器に関する基準)</p> <p>第43条 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>一般サウナ設備</u>のある場所</p> <p>2・3 略</p> <p>第44条～第65条 略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第66条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(6)の2 <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>第67条～第77条 略</p> |
|---|---|